富山市奨学金代理返還支援事業補助金交付要綱

令和7年6月30日商工労働部長決裁

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則(平成17年富山市規則第36号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、富山市奨学金代理返還支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。 (交付の目的)
- 第2条 市長は、中小企業等が従業員の奨学金を代理返還した費用の一部を補助し、 代理返還制度の活用を促進することにより、市内の中小企業等の人材確保及び従業 員の早期離職の防止を図るとともに、奨学金を返還する従業員の経済的負担を軽減 し、実質所得の向上に寄与するもの。

(定義)

- 第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 中小企業等 資本の額若しくは出資の総額が3億円以下(サービス業又は小売業を主たる事業とする会社については5千万円以下、卸売業を主たる事業とする会社については1億円以下)の会社、又は常時雇用する労働者の数が300人以下(小売業を主たる事業とする会社及び個人については50人以下、卸売業又はサービス業を主たる事業とする会社及び個人については100人以下)の会社及び個人をいう。
 - (2) 奨学金 独立行政法人日本学生支援機構の貸与奨学金のうち、第一種奨学金 及び第二種奨学金をいう。
 - (3) 代理返還 従業員が主たる債務者となっている奨学金の返還残額の一部又は 全額を、従業員に代わって中小企業等が独立行政法人日本学生支援機構に対し て当該機構の指定する方法で送金し、従業員の奨学金の返還を支援することを いう。
 - (4) 正規雇用 労働契約法 (平成19年法律第128号) 第6条又は第7条の規 定に基づき、期間の定めのない労働契約を締結していることをいう。 (交付の対象)
- 第4条 補助金の交付の対象となる中小企業等(以下「補助事業者」という。)は、 次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 就業規則や賃金規定等の内部規程において、代理返還の制度を設けていること。ただし、代理返還の対象となる従業員(以下「返還支援対象者」という。) につき、代理返還を3年以上継続して行うものに限る。

- (2) 市内に本社を有していること。
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) 市が実施する事業効果の確認等の調査等に協力すること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者又は同 条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第12 2号)第2条に規定する風俗営業及びそれらに類似する業種を営む者でないこ と
- (7) その他市長が適当と認める中小企業等であること。

(返還支援対象者)

- 第5条 返還支援対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 補助金の交付を申請する時点で、正規雇用されている者であって、申請後においても引き続き正規雇用される見込みであること。
 - (2) 令和8年4月1日から令和11年3月31日までに採用された者であって、 採用した日の属する年度の末日時点で30歳以下であること。
 - (3) その他市長が適当と認める者であること。

(補助対象期間)

第6条 補助金の交付対象となる期間は、返還支援対象者につき3年間とし、代理返還した日の属する月から起算して連続した期間とする。

(補助対象経費等)

- 第7条 補助金の対象経費及び金額は、予算の範囲内において次のとおりとする。
 - (1) 補助金の対象経費は、補助事業者が返還支援対象者に対して、令和13年9 月30日までに代理返還した額(以下、「返還支援額」という。)とする。
 - (2) 補助金の補助率は、2分の1とする。
 - (3) 補助金の額は、年度において、補助事業者につき45万円、返還支援対象者 1人につき9万円を上限とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端 数があるときは、これを切り捨てるものとする。
 - 2 補助金の対象経費について、補助事業者及び返還支援対象者が他の機関から給付を受けている場合は、その給付を受けた額を控除するものとする。
 - 3 返還支援額に相当する額を返還支援対象者の賃金や手当等の支給額にて減額する等により返還支援対象者に返還支援額を負担させる場合等、代理返還の実態がないとみなされるものは、補助金の対象経費外とする。

(交付の申請)

第8条 補助事業者は、富山市奨学金代理返還支援事業補助金交付申請書(様式第1

- 号) に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 返還支援内訳書(様式第2号)
- (2) 収支報告書(様式第3号)
- (3) 代理返還の制度を設けていることが分かる内部規程の写し
- (4) 返還支援額を支払ったことを証する書類の写し
- (5) 市税の納税証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項に規定する申請は、代理返還をした翌年度の9月末日までに行うものとする。 ただし、令和13年4月1日から令和13年9月30日の返還支援額については、 代理返還をした年度の2月末日までに交付の申請をするものとする。
- 3 第1項に規定する申請は、補助対象期間を年度ごとに区切って行うものとし、年度において補助事業者につき1回限りとする。

(交付の決定等の通知)

- 第9条 規則第19条の規定により、規則第5条の交付の決定及び第13条の額の確 定の手続を併合するものとする。
- 2 前項の規定により併合した規則第5条及び第13条に規定する通知は、富山市奨 学金代理返還支援事業補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書(様式第4号) により行うものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、第4条及び第5条に掲げる要件に違反したとき、又は規則第15 条の規定に該当すると認めるときは、補助事業者の補助金の交付の決定を取り消し、 又は変更することができる。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助金の交付の決定を取り消し、若しくは変更した場合において、 当該取消し若しくは変更に係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、規 則第16条の規定に基づき、補助事業者に対し期限を定めてその返還を求めるもの とする。ただし、特別な事情があると市長が認める場合は、この限りではない。 (細則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和14年3月31日限り、その効力を失効する。

富山市奨学金代理返還支援事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 富山市長

所在地

商号又は名称

代表者職及び氏名

【担当者及び連絡先】 担当者

電話番号

メールアドレス

富山市補助金等交付規則及び富山市奨学金代理返還支援事業補助金交付要綱を確認の上、富山市奨学金代理返還支援事業補助金の交付を受けたいので、同要綱第8条及び同規則第19条の規定により、次のとおり申請します。

記

1 交付申請額

円

- 2 添付書類
 - (1) 返還支援内訳書(様式第2号)
 - (2) 収支報告書(様式第3号)
 - (3) 代理返還の制度を設けていることが分かる内部規程の写し
 - (4) 返還支援額を支払ったことを証する書類の写し
 - (5) 市税の納税証明書
 - (6) その他市長が必要と認める書類

返還支援内訳書

返還支援対象者	人目
補助金申請回数	回目

<返還支援対象者>

12.22 3333 3.3 1					
氏名					
住所					
生年月日		平成	年	月	П
採用年月日		令和	年	月	日
奨学生番号					
奨学金の種別	第一種	重 •	第二種		

上記の者を正規雇用しており、この補助金を申請した後においても引き続き正規雇用 する見込みであることを証明する。

> 商号又は名称 代表者職及び氏名

印

<返還支援の内容>

補助対	象期間・・・①	令和	年	月から令	6和	年	月まで
今回申	今回申請する返還支援額の月別内訳						
4月	円	8月		円	12月		円
5月	円	9月		円	1月		円
6月	円	10月		田	2月		田
7月	円	11月		円	3月		円
	計			円		1	
(交付申請額 ①の2分の1)			円	(上限 45	万円、千円	未満切り捨て)
f	代理返還の方法			・ ・ ・ ・	払込	込取扱票	

収支報告書

1. 補助事業者

商号又は名称	
代表者職及び氏名	
所在地	富山市
資本の額又は出資の総額	円
常時雇用する従業員数	人
主たる事業	

2. 収支

今回申請する補助金における収支の内容を税抜きで記載してください。 収入金額と支出金額の合計は一致させてください。

・収入の部

区分	金額	備考
事業主負担	円	
市補助金	円	
その他	円	他の機関から給付を受けた額など
計	円	

・支出の部

区分	金額	備考
返還支援額	円	
その他	円	
計	円	

様式第4号(第9条関係)

富山市奨学金代理返還支援事業補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

富山市長
印

年 月 日付けで申請のありました富山市奨学金代理返還支援事業補助金については、富山市奨学金代理返還支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり交付を決定し、併せて補助金額を確定しましたので通知します。

記

1 補助金交付決定額

円

2 補助金確定額

円